

第1回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日 時：平成22年5月27日（木） 午前10時～午前11時30分

会 場：熊本市役所別館 駐輪場8階会議室

出席者：岩下委員、上野委員、長塩委員、中島久美子委員、中島洋一委員、西村委員、
平橋委員、松崎委員、吉田委員

欠席者：荒木委員

事務局	1 委嘱状交付 （１）委嘱状交付 ただいまより自治推進委員会委員の委嘱状交付を行います。本日の委嘱状交付につきましては、市長の代理といたしまして、寺崎副市長が行わせさせていただきます。なお、委嘱状は委員を代表して岩下委員にお渡しをし、それ以外の委員の方につきましては、お手元に配布をさせていただいております。岩下委員は前の方によりしくお願いいたします。
寺 崎 副市長	※寺崎副市長より岩下委員へ委嘱状を交付
事務局	（２）市長あいさつ 委員就任に際しまして、寺崎副市長からご挨拶を申し上げます。
寺 崎 副市長	本日は朝早くから、第1回の熊本市自治推進委員会の開催ということでお集まり頂いておりますが、市長が公務のため東京出張をしておりますので、私から一言ご挨拶を申し上げます。 熊本市は、3月23日に城南町、植木町と合併いたしまして、人口73万の新熊本市になったばかりでございます。また、4月1日から、自治基本条例がいよいよ施行されたということで、市民協働によるまちづくりが、いよいよ本格化するところでございます。来年には新幹線が開業し、さらに平成24年4月には政令指定都市への移行を目指しております。全国の大都市の仲間入りを目指す中で何よりも大事なことが、「市民との協働のまちづくりをいかに進めるか」という観点でございます。今回、委嘱をさせていただきました本委員会におきましては、様々な協働によるまちづくり、市民の参画のあり方など、多方面からご意見を賜りたいと考えているところでございます。なお、今年度は、特に「（仮称）参画と協働のまちづくり条例」に盛り込むべき項目と内容をご指示賜りたいと考えているところでございます。具体的なミッションもございまして、多忙な中、委員会でお集まりいただくことも多いかと思いますが、何卒、素晴らしい結論が出ますように、また、この委員会の活動を通じ市民協働のまちづくりがさらに進むことを祈念しまして、私からのお願いとご挨拶に代えさせていただきます。
事務局	2 第1回自治推進委員会 （１）開会

	ただいまから、第1回熊本市自治推進委員会を開会いたします。委員長選出まで、進行を務めさせていただきます市民協働推進課の平井でございます。 まず、第1回目の委員会に際し、市民生活局長の飯銅から一言ご挨拶を申し上げます。
飯 銅 局 長	市民生活局長の飯銅でございます。この度は、大変お忙しい中、委員を快くお引き受け頂きありがとうございます。 今年の4月に施行された自治基本条例は、多くの市民の皆様や議会での度重なる論議を踏まえて策定されたところでございます。私どもといたしましても、これまでの過程や、皆様の思いを十分受け止めながら、仕組み作りに努力していかなければならないと思っていますところでございます。皆様には、「(仮称)参画と協働のまちづくり条例」の内容の検討、それから現在やっております様々な市の事業の検証など、これから2年間に渡りお願いするわけでございます。いずれも、行政運営に欠かせないものであると思っております。どうかよろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、本日出席をしております、私ども市民協働推進課の職員を紹介させていただきます。(順次紹介) それでは、本日配布しております資料の確認をお願いしたいと思います。 ・第1回自治推進委員会次第 ・熊本市自治推進委員会規則 ・熊本市自治推進委員会委員名簿 ・熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項 ・熊本市自治基本条例検討経過について（H22年4月現在） ・熊本市自治基本条例に関する検討について（報告） 次に、当委員会の公開と会議録について、当委員会は公開で開催いたしますこと、また、会議録につきましては、事務局が録音して作成し、委員長にご確認頂いた後、熊本市ホームページで公表いたしますことを、あらかじめご了承願いたいと思います。 (2) 委員紹介 それでは、事務局から、お手元の名簿順に委員の方々をご紹介させていただきます。最初は、荒木委員でございますが、ご都合により欠席する旨の連絡が入っておりますことをご報告いたします。 岩下委員、上野委員、長塩委員、中島久美子委員、中島洋一委員、西村委員、平橋委員、松崎委員、吉田委員、以上で紹介を終わらせて頂きます。 (3) 委員長・副委員長選出 次に、熊本市自治推進委員会規則第4条第1項に基づき、委員長、副委員長の

	選出を行います。委員長及び副委員長は、委員の互選により定めとなっております。どなたか、ご推薦はございませんでしょうか。 (挙手あり) 西村委員お願いします。
西 村 委 員	私は、上野委員を委員長、荒木委員を副委員長に推薦をしたいと思います。その理由ですが、私はこの6年間、自治基本条例の制定のために一貫して努力して参りました。また、この間に、上野委員と荒木委員の講義もいろいろ受け、先生の弟子といえば弟子、生徒と言われれば生徒というような関係で、いろいろな助言を頂いて参りました。自治基本条例の制定で、熊本市にとって新しい市政が進むという段階に入った。それは、市民と議会と市長・行政の三者が協働して自治を推進していく、いわゆる憲法で言われている地方自治の本旨に基づいて熊本市の自治を推進していく、こういう自治基本条例を制定したということであり、熊本の市政にとって初めての出来事なのです。つまり、熊本市民は、自分達のまち、自分達の地域は、自分達で治める。これは、代表制民主主義では当然、議会と市長、この二元代表制によって治め、それに市民も参加していくということを明確にしたわけです。このように、初めて市民が自分達のまちを治めるという最高規範性を持った自治基本条例ができたということが、熊本市政が新しい段階に移行しているということだと思います。そして、今、市は10ヵ年計画に基づいた第6次総合計画を実施しています。この実施が、熊本市の将来を決める非常に重要な計画なのです。この計画を推進していくためにも、自治基本条例を基礎に、参画と協働に基づいて市政を進めることが、決定的に重要な段階に入っている。このような段階で市民の声をどのように汲み上げていくかというシステムが、これまで公的機関にはなかった訳です。だから、市民の方々は、それぞれで交渉する。ところが今回、自治推進委員会という機関が、市長の附属機関として設置された。これは、決定的に重要な意味を持っている。つまり、市民の意見が公的に市政に反映される場ができたというところに、今回の自治推進委員会の意味、意義、または位置付けがある。議会と市長と市民が、このように自治推進委員会で意見を出し、委員会は市民の全体の意見を反映していくようなものになっていかなければならない。狭い考え方ではなく、市民全体の権利と利益を守るような委員会であればならないと思っております。これを進めていくうえで、今回、私達は行政の方々と学識経験者の役割というものも議論してきました。その中で、この委員会は、組織的には附属機関ですが、運営は自主的、自覚的に進めていくことが必要であると考えます。それを進めていくうえで、委員長と副委員長に推薦する上野委員と荒木委員は、それだけの見識、経験、学問的な深さを持っていると私は確信しています。こういう立場から、ぜひ上野委員に委員長、荒木委員に副委員長を、ぜひ引き受けて頂きたいということを心からお願いしたい。皆さんにも私のこれまでの6年半以上の自治基本条例の取り組みの過程を理解いただき、

	推薦したいと思います。
事務局	ただいま、西村委員より、委員長に上野委員、副委員長に荒木委員とのご提案がございましたけれども、いかがでしょうか。 (拍手、承認) それでは、上野委員に委員長職を、荒木委員に副委員長職をお願いしたいと思います。上野委員長は委員長席にお付きください。 それでは、上野委員長にご挨拶を頂き、その後、引き続きまして進行をお願いしたいと存じます。
上 野 委員長	みなさん、おはようございます。今、非常に思いを込めたご発言を西村委員から頂きまして、私自身がどれほど経験や知識があるかについて甚だおぼつかないところもあるのですが、ご指名でございますので精一杯やらせて頂きたいと思います。 今日は、ご出席頂いておりませんが、荒木先生は、これまでの自治基本条例の検討過程の中でもずっと携わってこられました。今回、西村委員、荒木先生、そういう枠組みを作ってこられた方々を始め、さまざまな方々に委員として入って頂きました。新しく熊本市になった地域からも入って頂いていまして、新しい時代を迎えつつある熊本市の市民と行政、あるいは政治も関わってくるのですが、協働で創っていく地域づくりというものがうまくいく、そのような制度作りに私達は携わることになると思います。皆さんの忌憚のないご意見頂きながら、併せてどこかで形にしていく、そういうぎりぎりの議論が続くのかもしれません。どうぞご協力をよろしくお願いしたいと思います。 私が最近考えていることですが、「市民協働」ということが、地方分権の時代になって、とりわけ重要だと言われております。これは決して新しい概念でもなく、そもそも国家をつくる時から、下から積み上げていった国家観であれば当然出てくる話なのですが、ともしますと協働を行政の撤退を賄うための形で使われるような場合もありますし、あるいは市民という名前を使って圧力団体が作られてしまうということもできてきました。かといって、たくさんの市民がばらばらで孤立化している中で、力を発揮できていないということも、その通りでございます。なかなか、一人一人の関心を公共性に向けていくということが難しい時代なのですが、少なくとも制度を作り、実践の中で多くの市民が地域社会を支えていく役割を少しずつ担ってくれるような社会にできればいいなと、そのような願いを、私は心の中に込めたいなと思っています。併せて、最近、新聞などで民主党の政策として言われていますが、地域主権とかいうこと、分権なのか主権なのか、たいした学問的意味はないのですが、目新しく地域主権をいっております。しかし、この地方分権、或いは地域主権ということが進んでいく先には、現実的には、これまでは地方と都市、或いは自治体と国との関係は、国から権限と財源を持ってくるという議論をやっていたのですが、今後は地方対大都市という構図

	が変わり争いが起き始めます。ナショナル・ミニマムのような画一的な行政ではなくて、それぞれの地域の自立、あるいは自律、こういう中で納得できる水準を探っていかざるを得ない厳しい時代がやってまいります。そのような意味では、「市民協働」というものが実現していく分権社会というものは、決して薔薇色ではない、極めて私達の責任が問われる時代であるということも併せて、議論の中でお考え頂きながら進めていかねばならないと思います。どうぞよろしくお願いします。 それでは、本日の予定は、11時半の終了ということでございますので、あと1時間10分しかございませんが、本日諮問して頂きますテーマに関する基礎知識を共有しておく場として、またお集まりの皆さん方が、基本的に今どういうお考えをお持ちなのか、どういう思いをお持ちなのかを少し共有できる場にできればと思っております。ぜひ、自治基本条例への思いとか、或いは、ご自分のやってこられたことだとか、こういうものについて、簡単にご発言を頂ければと思います。名簿順でいきたいと思いますので、岩下委員からお願いいたします。
岩 下 委 員	私は、先程、上野委員長の話にもありました、熊本市と合併しました旧城南町の出身でございます。私は、城南町と熊本市の合併後、協議委員をやっておりまして、任意協議会から含めまして約2年強、熊本市と協議をやって参りました。そういった中で、今年3月に熊本市との合併が実現いたしまして非常に喜んでおります。私自身も、もともと現役時代には、地場の販売会社の方で約43年くらい仕事をやって参りました。営業、技術、それから卸、小売、そういったものを一筋にやって参りました。退職後に城南町の嘱託員として約6年やって参りまして、その関係で、いろいろな自治に携わり、いろいろな役をさせて頂いて、関心が出て参りました。今回、市の広報誌で自治推進委員会の委員の公募があるのを目にしまして、旧城南町からも一人ぐらいは出られたらいいなという思いがあり、チャレンジをしまして、委員の中に選んで頂いたということでございます。城南町は、わずか人口2万人ぐらいの小さな町だったのですけれども、今回は70数万人の人口の中の一人として今後一緒にさせて頂くものですから、微力ながら何か力になれば、勉強するということが一番になるかと思いますが、今回チャレンジさせて頂きました。熊本市の自治基本条例というものも詳しい内容はあまり分かりませんが、皆さんにいろいろと教えて頂いて、勉強しながら、自分達のまちは自分達でつくるということを前提に、情報共有し合って、参画をして、協働をみんなで作り上げていきたいと考えております。
上 野 委員長	次は、長塩委員、お願いします。
長 塩 委 員	こんにちは、長塩史と申します。 私が、この委員会に応募したのは、自治基本条例を策定する際に、市民会議の

	メンバーとして参加したのがきっかけです。その後に、「はあもにい」という熊本市の情報誌があるのですが、その編集委員をしておりました。その関係で委員を公募しているご案内を頂きまして応募をしました。私は現在、法律事務所に勤務しております。小さな事務所なのですが、社会問題や社会的構造の変化を目の当たりにして日々を過ごしております。その中で考えていることを申し上げることができればと思っております。
上野委員長	続きまして、中島久美子委員。
中島久委員	こんにちは、熊本県子ども劇場連絡会代表の中島と申します。 私が数年前、市民公益活動指針を作る委員会で、荒木先生と一緒に検討した後、このように「参画と協働のまちづくり条例」作りに向かっていることを、とてもうれしく思っています。 私自身は、子ども劇場というところで、子どもたちと共に地域でいろいろな活動を作っています。子どもたちの健全育成を図っている団体なのですが、子どもたち自身も市民の一人として自分のまちを考え、大人の方たちと協働しながら、自分たちの夢を実現できるような熊本市になっていけたらいいなと思っています。熊本県子ども劇場は、NPO 法人になりましたので、「今、社会を考える」というところをお伝えしながら、地域でいろいろな方と繋がって、コミュニティ、まちづくりを再生するということにやっと立っています。今、地域で「子どもの文化を考えるコーディネーター」という形で、人材を作っているところです。本当に地域に人材が広がっていくといいなと思っております。私は、この委員会によって市民主体で自治が進んでいくことを、とても喜びに感じております。
上野委員長	続きまして、中島洋一委員、よろしくお願いします。
中島洋委員	中島と申します。 私は、皆さんと違って、自治には最も無知だと思いながら、いろいろ話を聞いておりました。 私は、ずっと福岡市でマーケティングの会社をやっておりまして、それを起業する前は、中小企業の団体の役員とその連合会の役員を務めておりました。その団体の役員の時、当初は建設省と、主としてその団体、中小企業の近代化を図るために、経営戦略化ビジョン委員に任命されまして、中小企業の地位の向上ということをいろいろとやらさせて頂きました。その後、独立して会社を作り、ブランディングやマーケティングを中心に事業をやっておりました。いくつか具体的に申し上げますと、熊本（八代）も新幹線が開通しましたが、私も JR 西日本から依頼を受けまして、博多駅の車両基地、新幹線の高架下の活用計画であるとか、そのようなもののプランニングを手掛けました。それから、最後に十数年前ですが、鳥栖の新丘陵都市という、都市整備公団が主体で丘陵を切り開いて、JR の

	弥生ヶ丘という新しい駅ができ、そこに一つ新しいまちが作られる際、そこにどういふ企業を誘致したらいいのか、或いは、どういふ商業施設を引っ張ってきたらいいのかというヒアリングを主体とした調査依頼を公団から受けまして、それをやりました。それから、個々の企業では、当時、コーポレートアイデンティティ（CI）という、企業のイメージを統一的に作り上げていくブームがございまして、これを相当手掛けました。自治とはちょっと関係を持ったことはございませんが、最初に考えますキーワードが「ポジショニング」、つまり何事をやるにしても、現状のポジショニングをまず認識をし、次にどのようなアプローチ、仮説を立てて検証をしていくかということが、ずっと私がしてきた仕事でございます。従いまして、この委員会に応募したのは少し安易な気持ちで、コーポレートをコミュニティに置き換えればあまり大差ないのではないかという認識があつて、参画をしてみたいと思ったのが経緯でございます。
上 野 委員長	それでは、西村委員、よろしくお願いします。
西 村 委 員	このメンバーの中では一番、年齢もあります古い関わりがあつて、平成 15 年の 9 月に市長が市民会議というものを立ち上げ、自治基本条例を作ろうと提案をされた。その時の市民会議に、116 名くらい公募がございまして、その中の一人として参加をしました。その後、市民会議の起草委員長として、市長に自治基本条例案を提案しました。その後、この条例を審議する議会の特別委員会の参考人招致と呼ばれまして、議会で自治基本条例について報告をし、質疑をやってきました。その後、議会を含めまして、新しい条例を作るという検討委員会のメンバーとして、制定された条例を作るために提案をしたりしてきました。それから、市民活動としては、「熊本市の自治基本条例をよりよくする会」を、平成 16 年の 8 月に作りまして、会長として今日までやってきております。画期的な熊本市のパラダイムの転換を実現するような意味の自治基本条例は、最高規範性があるということにやっぱり最大の特徴がある。従つて、この条例の第 38 条に、自治基本条例に基づいてその他の条例、規則、要綱、計画は整合性を持たせなければならないということが明記されてあります。これまでの市政のあり方が、住民参加と協働という形で市政に大きく転換をしていく共通の土台、共通の規範としての自治基本条例であるということを明確に謳つてあります。 この委員会の役割は、やはり市民の意見が行政に反映されていく。つまり、より豊かな団体自治が確立していく上で、この委員会の役割があると考えますし、この参画と協働は、市民の権利であると明確にこの自治基本条例に謳つてあります。この権利に裏付けられて、参画と協働、情報共有を前提としたということがあります。委員会の運営について、いろいろ提案したいことがありますから、また後で発言をしたいと思います。
上 野	平橋委員、お願い致します。

委員長	
平 橋 委 員	今までに、この自治推進委員会の歴史や意義についてお話を聞きまして、その通りだと思っていたところでございます。 なぜ、私がこの席に呼ばれたのかということを考えてみた時に、私は主婦として介護を経験し、保護司として更生保護のことや、民生委員や地域のコミュニティの活動をしていまして、実際に地域の人がどうやってひとつになって生活をしていくかということをいつも考えてきました。生活者の視点から、ばらばらになっている地域をひとつにしたいと考えたきっかけは、下校時に缶蹴りをしながら帰っていた中学生を注意された自治会長さんの家の白い壁が、ペンキで真っ黒に塗られたといういたずらがありました。そのご相談を受けた時に、それがどこのお子さんか分からない。同じ町内にどんなお子さんがいるかも分からない。平成13年のことでしたけれども、本当にまちはばらばらだったのです。これではいけないということで、地域全部がまとまってできることはないだろうかと考えていた時に、ちょうど上野委員の講義がありまして、男女共同参画の勉強をさせていただき、2年前には第6次総合計画の基本構想審議委員にもなり、こういう席にいますのでございます。生活者の視点で何をしたらいいかということで、小さい子どももお年寄りもみんな参加できるということで考えたのが、「子育てサロン」や「生き生きサロン」を作ることでした。今、年間3,000人近くの参加を得て、協働の地域づくりで頑張っております。いろんなイベントを年間通して盛り込んでおりますが、何をしているかということについては、いずれお話をすることがあると思います。とにかく頭でっかちにならないように、生活者、地域の住民一人ひとりが、どういうことが行われているか、どういうことをしなければいけないかということを、具体的に示していただくことが大事かと考えております。
上 野 委員長	次は、松崎委員、お願いします。
松 崎 委 員	九州評価機構の松崎でございます。平成19年に設置された自治基本条例検討委員会の時から関わらせていただいております。私は、NPO法人の理事ということで、その立場から発言をさせて頂こうと思っております。委員名簿には九州評価機構が書いてありますけれども、実は、NPOくまもとという団体で、県内のNPO及びNPO法人の支援をするために、熊本県のパレアという施設を、今年の4月から指定管理で受託して運営しています。これは、熊本県との協働ということになるかと思いますが、やはり市民が行政と同じ仕事をしていくことはなかなか大変だと思っております。大変な中でも、市民が担うことによって変わっていく部分をととても実感しております。そのようなものを、この委員会で反映していけたらと思っております。 先程、上野委員から、これからは、いわゆる国と地方との関係ではなくて、大都市との競争になるとお話がありました。実際、その通りだと思っております。

	政令指定都市になりますと、大都市の仲間入りになりますので、ますます競争は激しくなるかと思います。天草で別法人の活動をしておりますが、そこは国との関係が取りやすいです。ただし、行政（自治体）との関係はぎくしゃくします。ですが、市民としてはすごくやりがいがあります。政令指定都市になる熊本市は、これから先どうやって市民と協働していくか、自治を進めていくかによって、やはり大きくまちが変わっていくと思います。この委員会で、私自身勉強させて頂いて、NPO や NPO 法人の力になれるように、支援がうまくいくようにという思いで参加させて頂きます。
上 野 委員長	最後に、吉田委員、お願いします。
吉 田 委 員	この自治推進委員会に関しましては、皆さんと一緒に、今から勉強しないといけないなという気持ちと不安でいっぱいでございます。 私が、なぜ推薦されたかは、帯山で自治会長を7年間やっていたということ、教育現場に38年おりました関係で、ここに参加することができたのかなということで、皆さんの考えを聞いておりました。皆さんからいろいろ学びながら、自治会長、或いは教職員の経験を少しでも活かしながら、この委員会の役にたてればと考えています。
上 野 委員長	今日、ご欠席されている荒木先生については、事務局の方から簡単にご紹介をお願いします。
事務局	荒木委員におかれましては、熊本県立大学総合管理学部教授を今年の3月に退官をされまして、現在は、東海大学名誉教授でございます。本市におきましては、これまで、自治基本条例検討委員会の副会長、また、今年2月にご提言をいただきました新しい公共検討委員会会長としてのご実績をお持ちでございます。
上 野 委員長	皆さんのご関心やご経歴をお伺いして、非常に多彩な方に集まっていたいて面白い、ある意味でお互いに勉強になる委員会になるのではないかという気がいたしました。とりわけ、生活者の視点という言葉いただきましたが、市民が参画していくというのはある意味でボトムアップ。どちらが上か下かわかりませんが、そのあたりの視点ができるようなものを中心になっていくだろうと思います。制度的なものとして保障していく仕組みとして条例等は作らざるを得ないのですが、きわめて身近な生活者の視点での参画を強化することが、おそらく熊本市に今求められている課題じゃないかという気がいたしました。とりわけ大都市にはなっていくのですが、合併で新しく熊本市に入っていたいた地域というのは、中山間地域も抱えており、これまで以上に多様な地域、あるいは市域になります。逆説的ですが、実はそういうある意味の条件不利な地域のほうが、ここでいうようなコミュニティ単位の自治というのは進んでいるのです。逆に町場のほうが、人々は自分の生活に追われ、地域のことは行政や民間サービスでお任せということが非常に増えております。どうやってもう一度、私たちが地域を取り戻

	せるのかというのは、仕組みだけではなく、経験や学習を通して市民自身がそういうものを学ばないと描いただけのものになってしまいがちです。それぞれにフィールドをお持ちの委員の皆さんが、実践活動の中でそれをやられている、そういうことに裏打ちされたお話がここで出てくるというのは非常にいい機会になるのではないかなと思います。 (4) ①これまでの経過説明 ・自治基本条例について それでは、議事に入っていきたいと思います。本日は、これまでの経緯を確認し、今後の進め方について話し合いをするということです。これまでの経過について、先ほど西村委員からも一端ご説明がございましたが、資料も準備してあるようなのでこの話を進めます。私たちの委員会は、自治基本条例の第37条の中に定められている「自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与する」ということを目的として、附属機関として、自治運営の基本原則に関することをここで審議をするということになっております。自治基本条例は最高規範性があり、非常に重要な条例でもあるわけですが、他方できわめて当たり前のことを書いてあります。取り立ててこれがあるうがなかろうが、自治体というのはこういうものに基づいて当然運営されているわけですが、改めて確認をしておくところに大きな時代の意味があるのだろーと思います。事務局で資料も準備いただいているので説明いただこうと思います。 それでは、事務局からお願いいたします。
事務局	それでは、事務局からこれまでの経過について説明させていただきます。 これまでの経過説明につきましては、お手元にございます「熊本市自治基本条例検討経過について」の資料の中から主だった点のみご説明させていただきます。 自治基本条例の検討のそもそものスタートは、『本市の特性を生かした、誰もが住みたい、暮らしたいと思える個性あふれる「新しいくまもとづくり」を市民の皆様と一緒に、知恵と力を出し合い、協働のもとに進めていく』ため、行政だけではなく、まちづくりの主役として、市民の皆様方にも これからの新しい時代において果たしていただく役割を改めて見つめ直していただき、「自分達のまち自分達がつくる、まちづくりの主役は市民である」といった市民自治の精神に基づいた まちづくりのルールをつくる必要があることから、平成15年9月に「協働のまちづくりをすすめる市民会議」を立ち上げたものです。 この市民会議において自治基本条例の素案をまとめられ、行政内部での検討を経て平成17年第1回定例会に提案されました。 市議会では、「地方自治の推進に関する調査特別委員会」において約2年間にわたり審議されましたが、議員改選の時期も重なり審議未了として条例案は廃案となりました。

	しかしながら、特別委員会のなかで「市民、議会、執行部が一体となって よりよい条例案の制定を目指す」との提案がなされ、平成１９年９月に市民、議会、学識経験者、執行部からなる「自治基本条例検討委員会」が設置され、自治基本条例に規定すべき項目、内容等について検討が行われてまいりました。 そして、平成２１年３月に検討委員会からの報告が提出されております。この報告書を最大限尊重し、行政内部で検討を行い、条例の素案をまとめ、地域説明会や議会での説明、また様々な方々からの意見を参考に条例案をつくりあげ、平成２１年第３回定例会へ提案し、全会一致で可決されたところであります。 可決に至るまでの間には、様々なご意見が出され、また活発な議論が交わされ、その中で、大変多くの方々の想いが結集された自治基本条例が制定されたのではないかと思います。 また、私どもも、市民会議の立ち上げから６年の年月を経ての可決、その後の施行にいたるまでの間、資料にもありますように、地域説明会や出前講座での直接の説明、また市政だよりなど広報媒体を用いた周知など市民の方々への情報提供に努めてきたところでございます。 以上、条例の目的及びこれまでの経過をご説明してまいりましたが、この条例は、市民の皆様とともに、議会も行政も一緒になって市政やまちづくりを進めていくためのルールとして定められたものであり、条例の第３条（自治の基本理念）、第４条（自治運営の基本原則）、また第２章に三者の役割として謳われているところです。 なお、条例の個別のご説明につきましては、条例解説書にてご確認いただければと思います。
上 野 委員長	ありがとうございました。 もちろんこの自治基本条例の延長線上に私たちはあるわけですので、経緯を知っておかなくてはいけないと思いますが、併せて本委員会のミッションというのは、この先にあるこれを具体化する新しい制度づくりについての議論ということになります。今ご説明いただいたこれまでの経緯等で確認しておきたい、また、質問がある方はいらっしゃいますか。 （発言なし） 次に進みたいと思います。 ・委員会の役割について もう一つ、これまでの経緯に併せて、この委員会の役割を確認しておきたいと思います。事務局からお願いします。
事務局	当委員会の役割についてですが、まずは、「熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項について」の資料をご覧ください。 この資料の中ほどから自治基本条例の抜粋として第３７条の自治推進委員会に関する条項を記載しております。

	こちらにはこの委員会において自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議すること。具体的には「情報共有」「参画」「協働」がどれだけ進んだのか、どのような課題があるかなどを検証していただくことになると考えられます。審議にあたりましては、まず市長の諮問事項として資料の1に自治運営の基本原則に関することとして、「市長等の行う情報共有、参画、協働の取り組みについての検証・報告」を、また2番目に今年度に限った事項ですが、自治基本条例第31条に定められた「(仮称)参画と協働のまちづくり条例」に盛り込むべき項目と内容について今年11月までに協議・答申いただくようお願いするものです。 以上のように、新しい課題に取り組んでいただくことを「委員会の所掌事務」として記載させていただきました。また、委員会では、市長の諮問に限らず必要に応じて自治運営の基本原則に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べることができることを定めているところです。 以上が委員会の役割についてですが、この他に、第4項には委員会の構成メンバーについて定めており、第5項には委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるとありますが、それが「熊本市自治推進委員会規則」です。この規則では、委員の人数、任期、会議の招集、会議の公開などについて、それに市民協働推進課を委員会の事務局として定めているところであります。なお、皆様は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により設置された附属機関の委員となりますので、熊本市非常勤特別職として任用となり、併せて、報酬の支給がございます。また、委員でなくなった後も含め、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないとの守秘義務がございますので、ご確認いただきたいと存じます。
上野委員長	ありがとうございました。 自治基本条例が規定していますミッション以外に、今年については「(仮称)参画と協働のまちづくり条例」が近々の課題であるということで、これに集中的に取り組みつつ、併せて通年この委員会がやっていかなければならない検証とか、報告であるとかこういう業務も合わせてやるという、大変皆さん方にはご尽力をいただかないとこなせない内容ではないかと思います。宜しく願いいたします。 非常に簡単に説明いただきました。具体的な中身はおそらくまたこの委員会の中で協議しながら決めていく部分もあるかと思うのですが、今ここで確認をしておきたいということがありましたら、どうぞ出してください。
西村委員	この委員会と事務局の関係ですが、この位置づけを明確にしておかなければならない。これは、前の自治基本条例検討委員会のときにも確認した事項です。この委員会が決定機関であって事務局はその決定したものを実務的に支えていく、そのような関係です。あくまで、上野委員長の下で運営されるこの委員会が決定

	して、それを実務的に支えていくために事務局はある。従いまして、事務局長をはっきりさせておく必要があると思います。その点では、市民協働推進課の平井課長に事務局長を務めていただくことを、この推進委員会で確認しておく必要があると思います。
上 野 委員長	自治推進委員会規則を見ますと、第7条に委員会の庶務は市民協働推進課において処理するということで、審議は委員10人でやると、基本的に西村委員がおっしゃったような形になっていると思うのですが、念のため事務局に確認しておきたいと思います。
事務局	事務局は市民協働推進課におくとなっておりますので、市民協働推進課長が事務局長であると考えております。
上 野 委員長	よろしいですか。他にご確認なり、ご質問がありますか。 (委員発言なし) では、随時ご質問いただくということで進行します。 (4) ②今後の進め方 次は、議事の「②今後の進め方」でございます。もちろん皆さんもお仕事をお持ちです。できれば十分な審議の時間や回数を取りながらやることも必要な場合も出てくるでしょうが、一応、計画として効率的にどのぐらいの回数で審議を進めていくのかということを確認しておく必要があると思います。基本的な今後の進め方に関しては、事務局からご提案をいただいて、そのあと皆さんからご意見をいただければと思います。
事務局	開催のスケジュールは後ほど説明させていただき、まずはこの委員会の進め方につきましの基本的な事項を説明させていただきます。4点ございます。 1 「当委員会は委員の合意により協議を進める」 2 「協議するための資料は、事務局が提供し協議を行う」 3 「委員は必要に応じ事務局に資料提供（説明者の招致を含む）を求め、または自ら資料を提供することができる」 4 「その他の協議の進め方は随時委員会で協議して決める」 ということになっております。以上ご確認をお願いしたいと思います。
上 野 委員長	先ほど西村委員がおっしゃられたように、私たちの方で協議を進めるうえで必要な資料要求等を、事務局が市役所の中を走り回って準備しサポートしていただける。その他、必要なことが出てくるかもしれませんが、そういう予測不可能な部分については、随時協議して決めていきたいと、非常にフリーハンドなことになっている。この基本的な進め方についてはよろしいですか。 (一同了承) ありがとうございます。 (4) ③開催スケジュール 次は、開催スケジュールですが、一応、条例化ということを考えますと、どう

	しても期限が出てまいります。そういう関係で、十分時間はあると思いますが、どのぐらいの審議の濃さ、頻度で進めていくのか少し確認しておきたいと思います。たたき台を事務局からご説明いただけませんか。
事務局	それでは、スケジュール案について説明させていただきます。資料を配布させていただきます。 今回、市長から2点の諮問事項が示されております。この内、「(仮称) 参画と協働のまちづくり条例」につきましては、案に示しておりますとおり、本市といたしましては、来年の4月施行を目標にいたしております。つきましては、当委員会からの提言・報告を11月までにいただければと思っております。その後、議会報告、地域説明会、パブリックコメント等を経まして、来年の第1回定例会に提案したいと考えております。条例に関しましての提言・報告をいただきました後は、自治の基本原則についての検証等を行っていただき、平成24年3月までに答申・報告をいただければと思います。 また、「(仮称) 参画と協働のまちづくり条例」をご論議いただくなかでも、本市の情報共有、参画、協働の現状につきましての資料提供はさせていただくこととしております。
上野委員長	ありがとうございます。中身は空白ではありますが、基本的に条例については11月を目処に私たちのアイデアをまとめて提言にしていく。それから、市民の皆さん方にパブリックコメントをしたり、あるいは議会との調整等が進んでいくということになるようです。これについてご質問やご意見はありますか。
岩下委員	条例のボリュームはどれぐらいになるのですか。
上野委員長	条例に盛り込むべき論点と言いますか、そういうものを整理して、条例案的なものまでの形にはしていくのですが、最終的には行政のほうで法文としてきちんと審査を果たされると思いますので、まず盛り込むべき事柄をきちんと入れることを重点的にやればいいのかではないのでしょうか。法令審査というような細かい法律づくりの技術的な話をここでやろうというわけではないと思います。
岩下委員	内容的にどれぐらいの頻度でやるかということがわかりにくいです。西村委員が非常にお詳しいからそのあたりは提案いただいくということではいかがですか。
上野委員長	今のところ4回ぐらいが予算の範囲内。どうしても必要であればもう少し足すということもできるかもしれませんが、基本的に1回あたり2時間の委員会を4回ぐらいで、効率的に皆さんの意見を求めるために、その間に電話等で先にご意見をいただいおくとか、情報を共有しておくとか、色々なテクニックを使わないといけないかもしれませんが、この辺りが目安じゃないでしょうか。
岩下委員	なかなか目安がわからない。
西村	それは、やってみないとわかりません。結局参加されている皆さんの認識の間

委 員	題があります。どのような条例を作ろうとされるかという理念的な問題もある。私はまず、最初にこのメンバーで自治基本条例と、この推進委員会の性格、目的について議論しておく必要があると思うのです。その点で、基礎をしっかりと固めておくのとわりと早いと思うのです。というのは、自治基本条例の中には、参画、協働の基本的なことはもう謳ってあるのです。あとは、どう具体的に市民の権利や要望を拡充していくかということがポイントになると思うのです。その議論は、最初の前提がきちんとしていないとうまくいかない。回り道をするようだが、自治基本条例と委員会の役割、任務についての議論をまずやる。それが一つ。それからもう一つは運営です。この中に、例えば作業部会を作ってやるという方法もある。何人かで作業部会を作る。この正式な会議の4回だけではなく、その間に集まって議論する。これは報酬が出ないかもわかりません。北九州市の自治基本条例を見ていますと、集まった方々が部会を作ったり、予定以外に学習したり色々されている。そういう臨機応変に対応し、市民にとって喜ばれる、よりよい条例をつくるということ。当然、市政全体にとって喜ばれることになるわけですから、努力していく必要があるのではないかと思います。それから、我々は市民の代表ということになっており、議会のように選挙で選ばれたわけではないのですが、一応、公的な機関としていますから、できるだけ市民に開かれた委員会にしなければならない。市民会議のときは全部、夜と土日に開催しました。従いまして、この会議もやはり夜や土日に傍聴が出来るような開かれた会議にして、市民に支持され納得してもらえそうな運営をしていく必要があるかと思います。
上 野 委員長	その辺りも必要に応じて臨機応変に進める仕組みを私たちの中に作らないといけないということです。他に何かありますか。
松 崎 委 員	今、西村委員も岩下委員もおっしゃいましたように、どのぐらいでできるかというイメージがはっきりわからない現状ですから、もし必要であればもう少し増やしてとか、いやこれで十分とか、委員会を進めていきながら決めていくという柔軟なところでいかがでしょうか。
上 野 委員長	結論とすれば恐らくそうなるのだろうと思います。審議ばかりして会議が滞って何も出ないのでは話になりませんので、そこはできるだけ皆さんで妥協点を探る。できるだけいい妥協点を探るという作業を進められればと思います。
平 橋 委 員	夜の開催という話がありましたが、時々あれば助かります。
上 野 委員長	開催の日程、時間については、もちろん傍聴者が来ていただくに越したことはないんですが、今の段階よりもう少し佳境に入った頃の方が多くなるのかもしれませんが。日程、時間の調整は、事務局でやっていただきたいと思います。
西 村 委 員	前回の自治基本条例検討委員会では、事務局がいちいち確認するのは大変ですから、この場で最後に次の日程と時間を決めていました。そうされたほうが効率的ではないかと思います。

上 野 委員長	（５）次回の開催日程 いい合いの手を入れていただきました。次に、次回の開催日程もご相談しなくてはと思っておりました。先ほどの非常に漠然としたスケジュール案ですが、6月は議会の会期中です。なかなか難しいのではないかと思いますので、どの辺りが可能なのか、事務局案をご説明いただいて皆さんのご都合と合うのかどうか確認したいと思います。
事務局	（事務局の日程案を説明）
西 村 委 員	こちらの提案はやはり夜やるべきだということです。
平 橋 委 員	1ヶ月前に日程がわかれば、調整は可能でございます。先ほどの「夜がありがたい」という発言は引っ込めさせていただきます。
上 野 委員長	西村委員がおっしゃった市民が参画しやすい休日や夜間も大事な視点です。ただ、もう一方で、会場の確保や、準備いただく事務局の残業代は相当なコストがかかります。私たちが考える必要はないのかもしれませんが、全てを夜やらなければならないかどうかというのは、そうでなくてもいいのではないかなと思うのですけれども、皆さんはいかがですか。
岩 下 委 員	現役で仕事をされている方はいかがですか。全部夜にしてしまうのは、私はどうかと思うのですが。
長 塩 委 員	私は仕事をしているので、できれば午後6時以降だと助かります。
中島久 委 員	早めに、1ヶ月前ぐらいに決まっていれば、時間帯は調整できると思いますので、夜でなくてもいいし、傍聴のことを考えれば夜のほうがたくさんの方が来ていただけるのかなと思いますが、それは臨機応変でいいと思います。
中島洋 委 員	私は、現状はフリーランスですから、皆さんのご都合のよろしいときにいつでも結構でございます。
松 崎 委 員	どちらでも結構です。ただ、早めに決まっているというのが一番です。
吉 田 委 員	業務に支障がない夜のほうがよいかなと思います。
上 野 委員長	大学は夜も土曜日もやっています、土曜日だから夜だからといって体は空いていないのですが、空いている日もあります。それは、ケースバイケースで、時間の切迫具合に応じながら皆さんができるだけ参加できる場所を作る。合わせて西村委員がおっしゃるような色々な方に関心を持って参加いただける機会というのももちろん作っていかなければならないと思うのですが、夜になると主婦の

	方は来られないです。時間帯も変えつつ、あるいは土曜日とか色々なバリエーションを持たせるほうがよいと思うのですが、西村委員はいかがですか。全て夜じゃないといけないとお思いですか。
西 村 委 員	考え方の問題だと思うのです。この自治推進委員会は、市民の意見を組み入れて、市民とともに開かれた委員会として市民とともにいい条例を作っていく。これから市長の諮問を受けて検証もやる。市民とともに開かれた議論ができるのは公的な場としてはここだけなのです。市長に答申されていくわけですからなるだけ市民の方々に関心を持ってもらって、市民の方々の意見も聞いて、そういう形が大事だと思います。自治というのはみんなで進めるものです。そういう基本的な理念を明確にしておく必要がある。ここで議論ができればいいという問題ではないのです。どういう形で議論がされるかという性格の問題が、私は非常に大事だと思います。最終的にはみんなで決めればいいですが、自分の都合だけではなく市民の方々のことも考えて日程を決めていくべきだと思います。
上 野 委員長	私たちは基本的に市民の代表として集まって議論をするわけですから、理念というのは西村委員が言われるとおりだろうと思います。 他方で、委員の皆さんが参加できなければ会議の意義がないので、どうしても第一義的には委員の皆さんのご都合を聞きながらということで行きたいと思うのですが、事務局からご提案いただいた日程については具体的にいかがですか。 (各委員スケジュール確認)
上 野 委員長	7月6日の午後5時はいかがですか。 (一同了承)
事務局	それでは、7月6日の午後5時ということで、会場は改めてご案内させていただきます。
上 野 委員長	次に、審議するに当たって、西村委員がおっしゃったような本質的な私たちのミッションを自治基本条例との絡みの中で確認するということと、併せて自治基本条例があるのに、なぜこのようなものを作らなければいけないのかという素朴な疑問も当然あります。何を具体化するのかという部分については、相当に見解が違ふ可能性もありますが、既に全国でも色々な形でこのような取り組みが進んでおります。少し先進事例等も含めて情報を提供いただいて、私たちがそういうものをもとに熊本市に何が必要かを議論できるような知識を得ることが必要かと思います。それで、少し事務局に作業をやっていただいて、次回ここで説明をいただくということをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。併せてこの際ですので、この部分についても資料が欲しいということがありましたら、どうぞ今ご確認いただけますと準備できるかと思いますが。
西 村 委 員	全国の条例から学んで、いいところは取り入れて作るということがものすごく大事です。ぜひ全国的な新しい条例を出していただきたい。杉並区と三鷹市は、自治基本条例がありまして、そしてまちづくり条例というものが2つちゃんとあ

	るのです。これは非常に参考になるケースだと思います。従いまして、三鷹市の自治基本条例とまちづくり条例。それから、杉並区の自治基本条例とまちづくり条例。この４点はぜひ出していただきたいと思います。そのほかにも進んだところがあれば、色々出していただきたいと思います。
上 野 委員長	ありがとうございました。今ご紹介いただいた杉並区、三鷹市、このあたりは非常に歴史的に長い市民自治の実績を持っているところですので、ぜひ少し詳しい情報をいただければと思います。また、今おっしゃられたまちづくり条例というものは色々な経緯がありまして、例えば「生涯学習まちづくり条例」とか、まちづくりという名を使いながら実は都市計画の規制であるとか、今、皆さんがふと思ったまちづくりとは随分違うようなまちづくり条例がこの国では作られてきました。今私たちにとって必要な条例というのが何なのかというのは、あまり名前に左右されずに素朴な生活者の視点からご発言いただくと、熊本らしいものができるのではないかと思います。事務局にお願いしてよろしいですか。
事務局	資料は用意させていただきます。
上 野 委員長	（６） 閉会 皆さん方のご協力をいただきまして、ちょうど時間となりました。 次回は、７月６日午後５時から開催させていただきたいと思いますが、資料につきましては、１週間ぐらい前に皆さん方のお手元に届くような形で準備をいたしたいと思います。 これをもちまして本日の委員会を終了させていただきます。議事録につきましては、私のほうで先に確認をさせていただき、次回、皆さんに配布させていただきます。ご協力ありがとうございました。